

「H31-35国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に関する意見・回答

No	要項案における該当箇所	ご意見	ご意見の理由	回答	
1	民間競争入札実施要項(案)	P29	実施体制 「総括責任者は、原則、実施期間中専任とする」、「総括責任者が勤務する体制か、総括責任者を除く業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること」とあるが、数量総括表においては、各業務責任者の勤務日数は週5日分を積算していただきたい。	H30-34口号国営公園の入札にあたり、総括責任者を除く業務責任者の専任が解かれ、総括責任者が勤務しない日のみ2名の業務責任者の勤務日が計上(2日/週×2人)され、総括責任者と業務責任者が同一日に勤務しない積算となった公園があり、業務に支障をきたす体制となったため。 また、業務責任者とは、仕様書に記載される個々の業務遂行を監理する者であり、大規模な国営公園においては、原則5日/週の勤務が必要であると考えられるため。	必要に応じて適切に積算するとともに、公告時には「見積参考資料」として提示する予定です。
2	民間競争入札実施要項(案)	P31	4.1.入札の実施手続及びスケジュール(予定) 「④申請書類の受付期限」を6月中旬としていただきたい。また、「③入札に関する質疑応答」の内容と時期を明確にさせていただくとともに、提出書類に関する質問は、提出期限の1週間以上前に回答していただきたい。	「③入札等に関する質疑応答」が4月中旬からとなっており、10日間の大型連休等を踏まえると、回答の時期や内容により、申請書の作成及び必要書類の手配期間が短く、間に合わない可能性があるため。	現時点では概略の時期を示したのですが、公告時には、可能な範囲で余裕をもった提出期限を設定する予定です。
3	民間競争入札実施要項(案)	P31	4.1.入札の実施手続及びスケジュール(予定) 「⑫契約締結」の予定を12月下旬としていただきたい。	業務計画書の提出は契約締結日の14日前までとなっており、⑪落札予定者の決定が10月下旬、⑫契約締結が11月下旬となると、落札予定者の決定から14日間で、必要となる項目を記載した業務計画書の作成、提出、承諾を得るのは現実的ではないため。	現時点では概略の時期を示したのですが、公告時には、より実態に近い時期を示す予定です。
4	民間競争入札実施要項(案) 別紙資料(案)	P105	2. 定期清掃 「3)清掃箇所、実施頻度は、下表の通りとする」とあるが、「3)清掃箇所、実施頻度は、下表を目安とし、藻の発生状況等により適宜清掃を実施するものとする」に修正していただきたい。	気象条件や環境条件によって藻の発生状況が年ごとに異なり、状況にあわせ適切な実施が必要であるため。	ご意見をふまえ、「実施頻度は原則として下表の通りとし、藻の発生状況等により適宜回数を設定するものとする。」に修正します。
5	民間競争入札実施要項(案) 別紙資料(案) 別紙9 収益施設等設置管理運営規定書(案)	P137	第10条 関東地方整備局と施設等運営者の責任分担一覧 「不可抗力」の項目において、施設等運営者の分担に「※2 収益施設等に関する備品を対象とする。」が該当しているが、このうち管理備品は対象外としていただきたい。	用語の定義において、備品には「管理備品」と「特定備品」があり、前者は「本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域、建築区域内に設置されている」と明記されていることから、施設の一部と捉えられ、施設使用料を納めている施設等運営者が復旧等を担うのは、妥当でないため。	不可抗力の項目において「備品」としているのは「特定備品」のことであり、記載を「特定備品」と修正します。
6	民間競争入札実施要項(案) 別紙資料(案) 別紙9 収益施設等設置管理運営規定書(案)	P138	第12条 運営日時等 関東地方整備局が、天変地異、社会状況の著しい変化及び公園管理上の理由、その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする」とあるが、施設等運営者と「協議」することとしていただきたい。また、「公園管理上の理由」とは具体的に明示していただきたい。	施設等運営者は施設使用料を納めており、採算性の点においても意向を反映させるべきであるため。また、「公園管理上の理由」とは、どのようなケースが想定されるか不明なため。	天変地異などやむを得ない事由の場合で、営業廃止等の指示をする場合は、国が開園することが困難であるとの判断のもと指示することとなります。 なお、その場合の施設使用料については(国営アルプスあづみの公園)運営維持管理業務収益施設等管理運営規定書第14条なお書きにより、協議の結果、公園管理者が必要と認める場合には、施設使用料を改定することとなります。 また、「公園管理上の理由」については、例えば収益施設周辺の大規模改修工事などによる場合が想定されますが、協議事項と考えられるため、「公園管理上の理由」については、削除します。
7	民間競争入札実施要項(案) 別紙資料(案)	P456	様式1-5-1 ※印の6つ目 「総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任とする」とあるが、「総括責任者は、原則、実施期間中専任とする」に修正していただきたい。	実施要項(案)P29実施体制4項目が、「総括責任者は、原則、実施期間中専任とする」の記載となっているため。	ご意見のとおり、実施要項に合わせて総括責任者以外の業務責任者の専任については外します。
8	民間競争入札実施要項(案) 別紙資料(案)	P470-481	様式1-10関係 様式1-10は、「H31-35国営常陸海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」と同様の書類としていただきたい。	同一の地方整備局に提出する書類として、同様の対応で良いと考えられるため。	ご意見のとおり、様式1-10(P470~481)を同様の様式とします。
9	民間競争入札実施要項(案) 別紙資料(案)	P481	申請書類における留意事項について「8」 8項目を、「H31-35国営常陸海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」同様に、以下のとおり修正していただきたい。 「入札の開札後、落札者となるべき者(落札予定者)は、開札後速やかに様式1-10(2面)及び電磁的記録媒体(CD-R等)を提出すること。なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があります。」	同一の地方整備局に提出する書類として、同様の対応で良いと考えられるため。	ご意見のとおり、様式1-10(P481)を同様の様式とします。
10	民間競争入札実施要項(案) 別紙資料(案)	P487	提出様式2-2-5 ※印の2つ目 「本公園の体験プログラムの開催種類及び延べ参加人数の目標を設定」とあるが、延べ参加人数の記載を削除していただきたい。	「1.3.1包括的な質」において、達成すべき質が「年間の体験プログラムの開催種類」と記載されているため。	ご意見のとおり、包括な質の対象となっていないため、実施要項の記載と合わせます。
11	民間競争入札実施要項(案) 別紙資料(案)	P489	提出様式2-2-6 ※印の2つ目 「マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を設定」とあるが、ホームページアクセス件数の記載を削除していただきたい。	「1.3.1包括的な質」において、達成すべき質が「マスコミによる報道件数」と記載されているため。	ご意見のとおり、包括な質の対象となっていないため、実施要項の記載と合わせます。